

事案決裁規則

目的)

第1条 本規則は、公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という。）定款第50条の規定に基づき、本協会の事案の決裁に関して必要な事項を定め、事務局その他の各種機関の効率的な運営を図ることを目的とする。

(事案の決裁等)

- 第2条 本協会は、法令及び定款の定めるところにより、評議員会又は理事会が決議すべき事項については、評議員会又は理事会の決議によって決定する。
- 2 本協会は、本規則の定めるところにより、理事会が決定した事項の具体的執行方法・細目等の決定及び理事会の専決事項以外の事項に係る業務執行の決定について、会長に委任し、会長は、本規則の別表に定める各事案に係る業務執行の決定について、政策会議、専務理事、事務総長又は特定の委員会の委員長その他一定の役職を有する職員に委任することができる。
 - 3 本協会は、前二項に基づき、具体的な事案ごとの決裁者を別表のとおり定める。なお、別表に定めがないもの又は別表のいずれに該当するか明らかではないものが生じた場合には、会長がその決裁者を定める。
 - 4 本協会は、第2項に基づき業務執行の決定を会長に委任した事項に関し、当該決定に基づく業務の執行についても会長に委任し、会長は、当該決定に基づく業務の執行についても、同別表に基づき決裁者と定められたものに委任できる。
 - 5 前三項の規定にかかわらず、本協会は、対象となる事案に係る目的、金額、本協会の総資産・経常利益等に占める割合、本協会における従来の取扱いその他諸般の事情を総合考慮し、当該事案が本協会にとって重要であると判断すべき場合には、当該事案に係る業務執行の決定につき、理事会の専決事項とすることができる。

(代決)

- 第3条 次の各号の上に掲げる者が、出張又は休暇若しくはその他の事由により不在である場合は、当該各号の下に掲げる者がその事案を代決することができる。
- (1) 会長 専務理事
 - (2) 専務理事 会長
 - (3) 事務総長 専務理事
 - (4) 特定の委員会の委員長 専務理事
- 2 前項により代決できる事案は、至急に処理しなければならない事案に限るものとする。ただし、その事案が特に重要であり、また、異例に属するものについては、代決することができない。
- 3 重要な事案に関し代決した場合、代決者又は起案者は、事後速やかに決裁できる者の承認を得なければならない。

(未決執行特認)

- 第4条 特に緊急な処理を必要とする事案で、決裁を受けることができないやむを得ない事情があるときは、専務理事が未決のまま執行を特認することができる。この場合、未決執行特認者は、稟議書にその旨記入するとともに、前条に従い、速やかに決裁を受けなければならない。
- 2 本規則の定めにかかわらず、法令及び定款の定めにより拘束される場合は、これに従う。

(改廃)

第5条 本規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(附則)

第6条 本規則は、2017年4月13日から施行する。

(改正)

- 2017年12月7日（2018年1月1日施行）
- 2018年7月26日（2018年9月1日施行）
- 2018年9月13日
- 2018年12月13日
- 2021年3月11日（2021年4月1日施行）
- 2024年3月7日（2024年3月23日施行）
- 2024年9月19日

別表：事案決裁の決裁者一覧

【凡例】●：決議、▽：報告

No	分類	項目	決裁フロー												提案者	起案者	
			決裁者	評議員会	理事会	政策会議	会長	専務理事	委員長	事務総長	事務総長補佐	部長	副部長	グループ長			備考
1	全体計画	評議員会の会議の目的である事項の決定	理事会		●	●										事務総長	部長
2	全体計画	定款の変更	評議員会	●	●	●										事務総長	部長
3	全体計画	基本規則の改正	評議員会	●	●	●										事務総長	部長
4	全体計画	各種規則・規程の制定・改正・廃止	理事会		●	●										事務総長	部長
5	全体計画	各種細則の制定・改正・廃止	会長					●	●		●	●				部長	部員
6	全体計画	指針（理念・ビジョン・バリュー・ウェイ）および中期計画の決定・変更	理事会		●	●										会長	部長
7	全体計画	新規事業の決定	政策会議			▽	●									部長	部員
8	全体計画	内閣府への定期提出書類の承認	理事会		●	●										事務総長	部長
9	全体計画	スポーツ団体ガバナンスコード適合性審査／自己説明・公表の書類の決定	理事会		●	●										部長	部員
10	全体計画	事業計画および収支予算の決定・修正	理事会	▽	●	●										（定款に基づく）	（定款に基づく）
11	全体計画	事業報告および決算の決定・修正（財務諸表の承認）	理事会	▽	●	●										（定款に基づく）	（定款に基づく）
12	財務	中期収支計画の決定・修正	理事会		●	●										会長	部長
13	財務	残余財産の処分および基本財産の処分または除外の承認	評議員会	●	●	●										会長	部長
14	財務	寄付金の募集・支出	政策会議			▽	●									部長	部員
15	財務	借入金に関する事項	理事会		●	●										事務総長	部長

No	分類	項目	決裁フロー												提案者	起案者	
			決裁者	評議員会	理事会	政策会議	会長	専務理事	委員長	事務総長	事務総長補佐	部長	副部長	グループ長			備考
16	財務	各種発注および契約締結の承認 (業務委託契約を含む)	(金額別)		●以下の3条件を満たす場合、理事会決議を要する。 ①期初に予算化されていない。 ②過去複数年において継続されてきた事業ではない。 ③金額規模が1億円以上である。	●以下の3条件を満たす場合、政策会議決議を要する。 ①期初に予算化されていない。 ②過去複数年において継続されてきた事業ではない。 ③金額規模が5,000万円以上1億円未満である。	●5,000万円以上	▽ (金額に応じて)	●5,000万円未満	●5,000万円未満	▽ (金額に応じて)	●500万円未満	●100万円未満	●50万円未満	・いずれも期初策定された計画・予算に準ずる。期初計画外の事業の場合、一階層上位の決裁者による承認が必要。 ・組織運営に大きな影響を及ぼす内容の場合、金額によらず理事会または政策会議にて決裁を行う。 ・複数年におよぶ事業の場合(賃貸借契約など)、その契約期間の総額で決裁を行う。 ・Webサービスや情報システム関連のハード/ソフトウェア、ライセンス契約等に関しては、IT関連を所管する部門の部長の事前確認を必須とする。 ・専門的知識を有する個人への業務委託契約も本項目の対象を含む。 ・契約当事者は原則、専務理事とする。 ・消費税抜きの金額。	(金額別)	(金額別)

No	分類	項目	決裁フロー												提案者	起案者	
			決裁者	評議員会	理事会	政策会議	会長	専務理事	委員長	事務総長	事務総長補佐	部長	副部長	グループ長			備考
17	財務	各種費用の支出	(金額別)		●以下の3条件を満たす場合、理事会決議を要する。 ①期初に予算化されていない。 ②過去複数年において継続されてきた事業ではない。 ③金額規模が1億円以上である。	●以下の3条件を満たす場合、政策会議決議を要する。 ①期初に予算化されていない。 ②過去複数年において継続されてきた事業ではない。 ③金額規模が5,000万円以上1億円未満である。	●5,000万円以上	▽ (金額に応じ)	●5,000万円未満	●5,000万円未満	▽ (金額に応じ)	●500万円未満	●100万円未満	●50万円未満	・いずれも期初策定された計画・予算に準ずる。期初計画外の事業の場合、一階層上位の決裁者による承認が必要。 ・ただし、各種発注および契約締結の承認決裁が行われており、その範囲内の収入・支出となる場合は、最終決裁者は部長とする。 (100万未満の場合は副部長、50万未満の場合はグループ長も決裁可能) ・立替経費精算については、副部長・グループ長は決裁不可とする。 ・消費税抜きの金額。	(金額別)	(金額別)
18	財務	各種税務申告書の承認	担当部長(財務関連)			▽	▽		▽	▽	●	●	●		部員	部員	
19	財務	事業項目の変更・組み換え	(金額別)		●以下の3条件を満たす場合、理事会決議を要する。 ①期初に予算化されていない。 ②過去複数年において継続されてきた事業ではない。 ③金額規模が1億円以上である。	●以下の3条件を満たす場合、政策会議決議を要する。 ①期初に予算化されていない。 ②過去複数年において継続されてきた事業ではない。 ③金額規模が5,000万円以上1億円未満である。	●5,000万円以上	▽ (金額に応じ)	●5,000万円未満	●5,000万円未満	▽ (金額に応じ)	●500万円未満	●100万円未満	●50万円未満	・財務関連を所管する部門の部長の事前確認を必須とする。	(金額別)	(金額別)

No	分類	項目	決裁フロー												提案者	起案者							
			決裁者	評議員会	理事会	政策会議	会長	専務理事	委員長	事務総長	事務総長補佐	部長	副部長	グループ長			備考	※各会議への付議責任者	※付議における実務者				
20	財務	着地見込みの承認	事務総長		▽	▽				●	●						部長	部員					
21	財務	定期預金・国債およびそれらに準ずる資産の管理	会長					●	●		●	●						●	●	・本項目は定期預金や国債など投機性の低いものに限る。対象には基本財産も含む。	部長	部員	
22	組織	評議員の選任および解任に関する事項	評議員会	●	●	●														・本項目の決裁は定款に基づくものとする。	(定款に基づく)	(定款に基づく)	
23	組織	評議員選出団体の認定および取消し	評議員会	●	●	●														・本項目の決裁は定款に基づくものとする。	(定款に基づく)	(定款に基づく)	
24	組織	理事および監事の選任・解任その他に関わる事項	評議員会	●	●	●														・本項目の決裁は定款・役員を選任及び会長等の選定に関する規程等に基づくものとする。	(定款・役員を選任及び会長等の選定に関する規程等に基づく)	(定款・役員を選任及び会長等の選定に関する規程等に基づく)	
25	組織	会長・副会長・専務理事・常務理事の選定および解職	理事会		●	●														・本項目の決裁は定款・役員を選任及び会長等の選定に関する規程等に基づくものとする。	(定款・役員を選任及び会長等の選定に関する規程等に基づく)	(定款・役員を選任及び会長等の選定に関する規程等に基づく)	
26	組織	名誉役員の選任	理事会		●	●														・本項目の決裁は定款・役員を選任及び会長等の選定に関する規程等に基づくものとする。	(定款・役員を選任及び会長等の選定に関する規程等に基づく)	(定款・役員を選任及び会長等の選定に関する規程等に基づく)	
27	組織	司法機関委員長・委員の選任および解任	評議員会	●	●	●														・本項目の決裁は定款に基づくものとする。	(定款に基づく)	(定款に基づく)	
28	組織	各種委員長の選任および解任	理事会		●	●														・本項目の決裁は役員を選任及び会長等の選定に関する規程等に基づくものとする。	(役員を選任及び会長等の選定に関する規程等に基づく)	(役員を選任及び会長等の選定に関する規程等に基づく)	
29	組織	各種委員の選任および解任	理事会		●	●			●													事務総長	委員長
30	組織	委員会の新設・名称変更・廃止	理事会		●	●																事務総長	部長
31	組織	委員会部会の設置・名称変更・廃止	理事会		●	●			●													委員長	委員

No	分類	項目	決裁フロー													提案者 ※各会議への 付議責任者	起案者 ※付議にお ける実務者		
			決裁者	評議員会	理事会	政策会議	会長	専務理事	委員長	事務総長	事務総長 補佐	部長	副部長	グループ 長	備考				
32	組織	委員会の細則の制定・改廃	理事会		●	●				●							委員長	委員	
33	組織	各種部長・部会員の選任 および解任	委員長					▽	▽	●							委員	委員	
34	組織	事務総長の選任および解任	理事会		●	●											会長	部長	
35	組織	事務局内の業務分掌の決定	事務総長					▽	▽		●	●					部長	部員	
36	組織	事務局内の部・室・グルー プの新設・名称変更・廃止	政策会議			●											部長	部員	
37	組織	事務局内のプロジェクトの 新設・名称変更・廃止	事務総長								●	●					部長	部員	
38	組織	タスクフォースの新設・名 称変更・廃止	政策会議			●											部長	部員	
																		・特定のテーマを 持ち、局外の有識 者が参画する時 限的な組織体を タスクフォース とする。	
39	組織	管理職の人事異動	会長					●	●		●	●					部長	部員	
40	組織	非管理職の人事異動	事務総長					▽	▽		●	●					部長	部員	
41	組織	職員の出向および出向受け 入れ	会長					●	●		●	●					部長	部員	
42	組織	管理職の昇格・降格	会長					●	●		●	●					部長	部員	
43	組織	非管理職の昇格・降格	事務総長					▽	▽		●	●					部長	部員	
44	組織	評議員に対する報酬等の支 給基準の決定	評議員会	●	●	●											事務総長	部長	
45	組織	理事および監事の報酬等の 総額の決定	評議員会	●	●	●											事務総長	部長	
46	組織	理事が自己または第三者の ためにする本協会の事業の 部類に属する取引および理 事が自己または第三者のた めにする本協会との取引	理事会		●	●											事務総長	部長	
47	組織	理事が本協会による理事の 債務保証その他理事以外の 者との間における本協会と その理事との利益が相反す る取引	理事会		●	●											事務総長	部長	
48	組織	役員のパ賠償責任の免除また は限定	理事会		●	●											事務総長	部長	
49	組織	外部機関の役職候補者の決 定	会長					●	●		●	●					部長	部員	
																		・FIFAジェネラル コーディネータ ー、FIFA/AFCマッ チコミッショナ ーFIFA/AFCメデ ィアオフィサー 等を含む。	
50	組織	事務局の年間の人員計画の 決定	政策会議			●											部長	部員	

No	分類	項目	決裁フロー												提案者	起案者		
			決裁者	評議員会	理事会	政策会議	会長	専務理事	委員長	事務総長	事務総長補佐	部長	副部長	グループ長			備考	※各会議への付議責任者
51	組織	事務局の人事戦略・方針の決定（採用・配置・育成等を含む）	政策会議			●											部長	部員
52	組織	管理職の採用および採用時賃金額の決定	会長				●	●		●	●						部長	部員
53	組織	非管理職の採用および採用時賃金額の決定	事務総長					▽	▽		●	●					部長	部員
54	組織	派遣職員の受入および個別契約の締結	担当部長（人事関連）							▽	▽	●	●	●			部員	部員
55	組織	アルバイトの採用および賃金額の決定	所属部長									●	●	●	・当該部員が所属する部門の部長が決裁。 ・人事関連を所管する部門の部長の事前確認を必須とする。	部員	部員	
56	組織	事務総長の評価の決定	会長				●										専務理事	専務理事
57	組織	管理職の評価の決定	会長				●	●		●	●						部長	部員
58	組織	非管理職の評価の決定	事務総長					▽	▽		●	●					部長	部員
59	組織	職員の福利厚生施策の決定	事務総長					▽	▽		●	●			・労働者代表と協議の上で決裁を行う。	部長	部員	
60	組織	職員の社外研修の参加（国内）	所属部長							▽	▽	●	●	●	・当該部員が所属する部門の部長が決裁。ただし、当該部門の副部長またはグループ長による代理決裁も可能とする。	部員	部員	
61	組織	職員の社外研修の参加（海外）	事務総長					▽	▽		●	●					部長	部員
62	組織	日本サッカー殿堂掲額者の承認	理事会		●	●									・本項目の決裁は日本サッカー殿堂運営規則に基づくものとする。	（日本サッカー殿堂運営規則に基づく）	（日本サッカー殿堂運営規則に基づく）	
63	組織	表彰者の決定	理事会		●	●									・本項目の決裁は表彰規則に基づくものとする。	（表彰規則に基づく）	（表彰規則に基づく）	
64	組織	会旗および標章の意匠使用の承認	担当部長（総務関連）							▽	▽	●	●	●			部長	部員
65	組織	声明文/ステートメント発信	会長				●	●		●	●						部長	部員
66	マーケティング	パートナーシップ契約の全体スキームの構築・更新・見直し	理事会		●	●											事務総長	部長

No	分類	項目	決裁フロー												提案者	起案者		
			決裁者	評議員会	理事会	政策会議	会長	専務理事	委員長	事務総長	事務総長補佐	部長	副部長	グループ長			備考	※各会議への付議責任者
67	マーケティング	パートナーシップ契約の締結（大型契約）	理事会		●	●										・契約内容に関しては法務委員長と事前協議を行う。	事務総長	部長
68	マーケティング	大型契約を除くパートナーシップ契約・放映権契約・看板セールス・各種ライセンス契約・データサービス等のマーケティング関連契約の締結	(金額別)		●以下の3条件を満たす場合、理事会決議を要する。 ①期初に予算化されていない。 ②過去複数年において継続されてきた事業ではない。 ③金額規模が1億円以上である。	●以下の3条件を満たす場合、政策会議決議を要する。 ①期初に予算化されていない。 ②過去複数年において継続されてきた事業ではない。 ③金額規模が5,000万円以上1億円未満である。	●5,000万円以上	▽（金額に応じて）	●5,000万円未満	●5,000万円未満	▽（金額に応じて）	●500万円未満	●100万円未満	●50万円未満	・組織運営に大きな影響を及ぼす内容の場合、金額によらず理事会または政策会議にて決裁を行う。	(金額別)	(金額別)	
69	マーケティング	マーケティング戦略・方針の決定（日本代表関連および国内事業関連の放送権、ライセンス販売、パートナー選定等にかかる各種決定）	政策会議			●									・重要な業務執行に関わる場合は、理事会の決裁を要する。	部長	部員	
70	マーケティング	プロモーション(情報発信)戦略・方針の決定（商標等の知的財産にかかる各種決定）	政策会議			●											部長	部員
71	法務	重要な法務施策にかかる決定	理事会		●	●											事務総長	部長
72	法務	JFAが当事者となる裁判にかかる方針の決定	政策会議		▽	●									・裁判について、組織運営に大きな影響を及ぼす内容の場合、理事会にて決裁を行う。	部長	部員	
73	法務	JFAが当事者となる裁判にかかる実行・遂行	担当部長（法務関連）							▽	▽	●	●	●			部員	部員

No	分類	項目	決裁フロー												提案者	起案者		
			決裁者	評議員会	理事会	政策会議	会長	専務理事	委員長	事務総長	事務総長補佐	部長	副部長	グループ長			備考	※各会議への付議責任者
74	法務	FIFA等の紛争解決機関・司法機関における個別事案にかかる調整・手続き	担当部長 (法務関連)					▽	▽		▽	▽	●	●	●		部員	部員
75	法務	JFAの司法機関・紛争解決の 手続きにかかる決定	担当部長 (法務関連)								▽	▽	●	●	●		部員	部員
76	法務	知的財産(商標等)にかかる 個別の決定および手続き	担当部長 (法務関連)								▽	▽	●	●	●		部員	部員
77	選手・指導者・審判員等	日本プロサッカー選手会に 関する方針決定	政策会議			●										・契約当事者は会長とする。	部長	部員
78	選手・指導者・審判員等	特別指定選手の選定	委員長 (技術女子関連)						●								委員	委員
79	選手・指導者・審判員等	日本代表チーム(日本代表・五輪代表・日本女子代表・フットサル日本代表・ビーチサッカー日本代表)監督の選任および契約解除	理事会		●	●			●							・技術関連を所管する委員会の承認を伴う。	委員長	委員
80	選手・指導者・審判員等	世代別のFIFAワールドカップを目指す日本代表チーム(男女U-15~U-20)監督の選任および契約解除	理事会		●	●			●							・技術関連を所管する委員会の承認を伴う。	委員長	委員
81	選手・指導者・審判員等	上記79および80以外の全ての日本代表チームの監督・コーチングスタッフの選任および契約解除	委員長 (技術女子関連)					▽	▽	●							委員	委員
82	選手・指導者・審判員等	日本を代表するチームの編成の決定(選手選考)	委員長 (技術女子関連)					▽	▽	●							委員	委員
83	選手・指導者・審判員等	JFAコーチ・JFAアカデミー・ユースディベロップメント・テクニカルハウスの各スタッフの選定および報酬の決定	委員長 (技術女子関連)			▽			●	●	●					・支出に関わる事項は政策会議に報告する。	部長	部員
84	選手・指導者・審判員等	JFAコーチ・JFAアカデミー・ユースディベロップメント・テクニカルハウスの各スタッフの評価の決定	委員長 (技術女子関連)						●								委員	委員
85	選手・指導者・審判員等	公認指導者ライセンスの認定(S級)	委員長 (技術関連)		▽				●								委員	委員
86	選手・指導者・審判員等	公認指導者ライセンスの認定(S級以外)	委員長 (技術関連)						●								委員	委員
87	選手・指導者・審判員等	国際審判員の推薦者の決定	委員長 (審判関連)		▽				●								委員	委員

No	分類	項目	決裁フロー												提案者 ※各会議への 付議責任者	起案者 ※付議にお ける実務者	
			決裁者	評議員会	理事会	政策会議	会長	専務理事	委員長	事務総長	事務総長 補佐	部長	副部長	グループ 長			備考
88	選手・指導者・審判員等	プロフェッショナルレフェリーの決定	委員長 (審判関連)		▽				●							委員	委員
89	選手・指導者・審判員等	1級・女子1級・フットサル1級審判員の認定	委員長 (審判関連)				▽	▽	●							委員	委員
90	選手・指導者・審判員等	S級・1級審判インストラクターの認定、フットサル1級審判インストラクターの認定	委員長 (審判関連)				▽	▽	●							委員	委員
91	選手・指導者・審判員等	FIFA・AFC主催大会・試合への審判員・インストラクター・アセッサーの派遣	委員長 (審判関連)						●							委員	委員
92	選手・指導者・審判員等	海外FAとの審判員・審判指導者の派遣または受入	委員長 (審判関連)				▽	▽	●							委員	委員
93	選手・指導者・審判員等	ドーピングに関する方針決定	理事会		●	●			●						・医学関連を所管する委員会の承認を伴う。	事務総長	部長
94	選手・指導者・審判員等	選手の登録・移籍または選手契約その他関連の制度運用にかかる個別の決定	担当部長 (登録関連)							▽	▽	●	●	●		部員	部員
95	選手・指導者・審判員等	登録ウインドーにかかる決定	担当部長 (登録関連)							▽	▽	●	●	●		部員	部員
96	国内事業	皇室に関する事項	事務総長				▽	▽	●	●						部長	部員
97	国内事業	官公庁・自治体・日本スポーツ協会・日本オリンピック委員会・日本スポーツ振興センター等の外部団体等への各種依頼または受領した依頼の承認（後援・協賛含む）	事務総長				▽	▽	●	●					・依頼（後援・協賛含む）について、組織運営に大きな影響を及ぼす内容の場合、理事会または政策会議にて決裁を行う。	部長	部員
98	国内事業	官公庁・自治体・スポーツ振興くじ等の各種補助金・助成金の申請および報告	事務総長						●	●						部長	部員
99	国内事業	JFA施設整備助成金の交付要綱の決定	理事会		●	●										事務総長	部長
100	国内事業	JFA施設整備助成金の交付額の決定	事務総長		▽	▽			●	●						部長	部員
101	国内事業	JFA施設整備助成金の交付決定通知書および交付確定通知書の発信	事務総長						●	●						部長	部員
102	国内事業	都道府県協会・地域協会・各種連盟への支援金・補助金・交付金等の算出基準・上限額の決定	理事会		●	●										事務総長	部長

No	分類	項目	決裁フロー													提案者 ※各会議への 付議責任者	起案者 ※付議にお ける実務者	
			決裁者	評議員会	理事会	政策会議	会長	専務理事	委員長	事務総長	事務総長 補佐	部長	副部長	グループ 長	備考			
103	国内事業	都道府県協会・地域協会・各種連盟への支援金・補助金・交付金等の金額の決定	事務総長		▽	▽					●	●					部長	部員
104	国内事業	都道府県協会・地域協会・各種連盟への支援金・補助金・交付金等の使途報告書の承認	担当部長 (47FA・9地域 FA・連盟関連)										●	●	●		部員	部員
105	国内事業	施設・用具の認定	理事会		●	●											事務総長	部長
106	国内事業	競技規則の改正に伴う対応・手続き	委員長 (審判関連)		▽	▽				●							委員	委員
107	国内事業	天皇杯の大会方式・日程・決勝会場に関する事項	政策会議			●											部長	部員
108	国内事業	日本代表チームの試合会場の決定	政策会議			●											部長	部員
109	国内事業	JFA主催の主要全国大会(名義主催除く)の開催地の決定	政策会議			●											部長	部員
110	国内事業	JFAマッチコミッショナーの認定	事務総長					▽	▽	●	●						部長	部員
111	国内事業	競技会開催申請の承認	事務総長					▽	▽	●	●						部長	部員
112	国内事業	JFAアカデミーの運営方針の決定(運営委託先の選定を含む)	政策会議			●				●						・技術関連を所管する委員会の承認を伴う。	部長	部員
113	国内事業	ユメセン業務受託契約締結(自治体)	担当部長 (こころのプロ ジェクト関連)							▽	▽	●	●	●			部員	部員
114	国際事業	国際大会の招致活動の決定	理事会		●	●											会長	部長
115	国際事業	国際競技会の組織および運営に関する事項	政策会議			●											部長	部員
116	国際事業	国際親善試合対戦国の選定	会長					●	●	●	●					・技術関連を所管する委員会の委員長の事前確認を必須とする。	部長	部員
117	国際事業	各国との国際親善試合契約の締結	事務総長					▽	▽	●	●						部長	部員
118	国際事業	各国協会とのパートナーシップの選定	理事会		●	●											事務総長	部長
119	国際事業	各国協会とのパートナーシップ契約の締結	事務総長					▽	▽	●	●					・契約当事者は会長または専務理事とする。	部長	部員
120	国際事業	加盟チーム・選手による海外遠征の承認(海外遠征申請)	担当部長 (国際関連)									●	●	●			部員	部員
121	国際事業	各国協会への派遣指導者の選定	政策会議			●				●						・技術関連を所管する委員会の承認を伴う。	部長	部員

No	分類	項目	決裁フロー												提案者	起案者	
			決裁者	評議員会	理事会	政策会議	会長	専務理事	委員長	事務総長	事務総長補佐	部長	副部長	グループ長			備考
122	国際事業	各国代表キャンプ受け入れの決定	事務総長				▽	▽		●	●					部長	部員
123	国際事業	JFAユース育成資金援助国の選定	政策会議			●									・契約当事者は会長とする。	部長	部員
124	国際事業	各種インターナショナルコースの開催の決定	政策会議			●										部長	部員
125	国際事業	各国協会からの研修・視察受け入れ	事務総長				▽	▽		●	●					部長	部員
126	国際事業	FIFA/AFC等 国際補助金の申請	事務総長							●	●				・FIFA/AFC側の要請により必要な場合は、適宜理事会決議・評議員会等報告等の適切な対応を行う。	部長	部員
127	国際事業	FIFA/AFC/EAFF等の総会における議決権行使	会長				●	●		●	●					部長	部員
128	通常業務	出張申請・報告の承認（事務総長補佐以上）	会長				●	●							・会長の出張は便宜的に専務理事が決裁。	当該者	当該者
129	通常業務	出張申請・報告の承認（部長）	事務総長補佐							▽	●					当該者	当該者
130	通常業務	出張申請・報告の承認（部長未満）	所属部長									●	●	●	・当該部員が所属する部門の部長が決裁。ただし、当該部門の副部長またはグループ長による代理決裁も可能とする。	当該者	当該者
131	通常業務	出張精算書の承認	担当部長（財務関連）									●	●	●	・部長の申請には事務総長補佐、事務総長補佐の申請には事務総長の承認を要する。	当該者	当該者
132	通常業務	交通費精算書の承認	担当部長（財務関連）									●	●	●	・部長の申請には事務総長補佐、事務総長補佐の申請には事務総長の承認を要する。	当該者	当該者
133	通常業務	時間外勤務（早朝・深夜業務含む）・休日振替勤務の命令、休暇・欠勤・私用外出・早退・遅刻の承認	所属部長									●	●	●	・当該部員が所属する部門の部長が決裁。ただし、当該部門の副部長またはグループ長による代理決裁も可能とする。	当該者	当該者
134	通常業務	管理職の休職申請・休職延長申請・復職申請の承認	事務総長				▽	▽		●	●					当該者	当該者

No	分類	項目	決裁フロー												提案者	起案者	
			決裁者	評議員会	理事会	政策会議	会長	専務理事	委員長	事務総長	事務総長補佐	部長	副部長	グループ長			備考
135	通常業務	非管理職の休職申請・休職延長申請・復職申請の承認	所属部長									●	●	●	・当該部員が所属する部門の部長が決裁。ただし、当該部門の副部長またはグループ長による代理決裁も可能とする。	当該者	当該者
136	通常業務	各種基本契約書の締結	担当部長 (対象事業を所管する部長)							▽	▽	●	●	●	・契約当事者は原則、専務理事とする。	部員	部員
137	通常業務	守秘義務（機密保持）契約の締結および秘密保持に関する確約書の受領	担当部長 (対象事業を所管する部長)							▽	▽	●	●	●		部員	部員
138	通常業務	経理に関する事務手続き (請求書発行、会計帳簿・台帳・伝票の承認、預金管理等)	担当部長 (財務関連)									●	●	●	当該部門の副部長またはグループ長による代理決裁も可能とする。	部員	部員
139	通常業務	ITに関する事務手続き (Teams・SharePoint等の追加・変更・削除、アカウント付与、端末貸与、KICKOFF利用権限承認等)	担当部長 (IT関連)									●	●	●	当該部門の副部長またはグループ長による代理決裁も可能とする。	部員	部員
140	通常業務	総務に関する事務手続き (AD発行、JFAセキュリティカード発行、物品払出表、自家用車・レンタカー利用、JFAハウス駐車場利用等)	担当部長 (総務関連)									●	●	●	当該部門の副部長またはグループ長による代理決裁も可能とする。	部員	部員